「新水道ビジョン（案）」に関する意見募集の結果について

平成25年4月8日
厚生労働省健康局水道課

１．意見募集の実施

「新水道ビジョン（案）」について、平成25年2月21日から3月15日まで、意見募集を行いました。

２．寄せられた意見

電子メールによる御意見63通、ファクシミリによる御意見3通の計66通の御意見をいただきました。

３．意見の要旨及び考え方

類似の御意見を整理し、それぞれの意見要旨に対する考え方を別表に整理しております。1通に複数の御意見が含まれている場合があり、御意見ののべ件数は365件でした。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼を申し上げます。

「新水道ビジョン（案）」に関する意見募集の結果　　別表

【意見のべ件数　365件】

■ 1　「あり方・提言」に関する意見　89件

No.	意見趣旨	考え方
1-1	実現のための基盤整備に関わる記述が弱い。	新水道ビジョンでは基本的な方向性を示すこととし、具体的内容は、今後のフォローアップでより具体的な方策を示していく所存です。
1-2	住民視点がかけている印象を受ける。	新水道ビジョン策定検討会において、住民との連携を重要な論点に位置付け、消費者の代表の構成員からのご意見やワークショップでの意見集約を踏まえ、「住民とのコミュニケーション」を重要視する内容としております。
1-3	県の指導状況を評価する指標の作成によるインセンティブの賦与が必要。	都道府県の広域調整、連携機能等を支援する取り組みは重要と考えますので、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
1-4	新水道ビジョンの国民（地域住民）への広報の方法について具体的に示してほしい。	ホームページやソーシャルネットワークの活用、さらに、各都道府県、水道事業者、業界団体、関係機関の皆様のご協力をいただきながら、共通のプラットホームを構築するなど、積極的な広報を展開したいと考えています。
1-5	「新水道ビジョン」で明記されている取組をすでに行っている水道事業者の一覧をHP等に掲示してほしい。	今後の取り組みにおいて、対応を検討させていただきます。
1-6	5年先、10年先のビジョンとしては非常に完成度は高いが、50年、100年先の水システムへのチャレンジとしては物足りない。	理想像として50年、100年先の姿を示していますが、実現方策は関係者が取りかかるべき内容を示しています。ご意見を踏まえ、「挑戦」の意識で今後の取り組みの参考とさせていただきます。
1-7	「50年後、100年後」の表現が多すぎる。	ご指摘を踏まえ、繰り返しの記載箇所の一部は修正しました。
1-8	今後の戦略、戦術が現状肯定的で、政策転換に必要な課題の検討が充分でないため、新ビジョンは全面的に再検討すべき。	今後、新水道ビジョンのフォローアップに取り組んでいくこととし、基本的な内容についてはその検討過程において、ご意見を参考とさせていただきます。
1-9	水道行政を、単に水道という枠内で捉えることなく、生活用水、社会活動用水の整備、運用という観点で捉えるべき。	水道が歴史的に果たしてきた役割と先達が地域において築き上げた需要者との信頼に基礎を置き、次の世代に持続可能な水道を継承するため、挑戦していく姿勢を示しています。
1-10	横浜水道の創設時(明治20年)、水道の運営は私営か公営か議論の最中であり、市町村優先が決定されたのは、内閣法制局の意見が通り、水道条例制定時(明治２３年)であった。水道行政の変遷を確認すべき。	第2章の3行目において、「水道はその創設当初から」を「明治23年（1890年）の水道条例制定の頃から」に修正しました。
1-11	以前の水道ビジョンに比べて実務的に取りまとめられており、とても良い。現水道ビジョンは、環境や国際などの地方ではあまり実感身のないものが含まれていましたので、「国としての水道ビジョン」という位置付けならば、それでよいと思うが、地域水道ビジョンの策定を求めるならば地方でも実務的な内容である方がよい。	ご意見ありがとうございます。今後の取り組みの参考とさせていただきます。
1-12	水道拡張の水源確保等のため設定された整備計画や基本構想を水道ビジョンとリンクさせていることも策定が進まない要因の一つ。整備計画に直結する基本構想となると議会等の議決を踏まえながらの策定が必要となり、そのメリットがない限り策定へのマインドは起きてこない。そのあたりの考え方をリセットすることがないと難しい。	ご指摘のとおりあり、新水道ビジョンでは、役割分担を記載しており、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
1-13	⑤　P．２０の6行目以降に「方策の継続」として、現行水道ビジョンの分類と新水道ビジョンの施策が継続されている表記が必要。安心、安定、持続、環境、国際はどこに含まれるのか、現行水道ビジョンを基に各事業体において作成されている地域水道ビジョンと新水道ビジョンに基づく地域水道ビジョンの整合性が必要。	新水道ビジョンを公表し、時代の転換点における方向性や方策をお示しするものですので、各都道府県や水道事業においても状況に応じた見直しを検討していただけるものと考えています。
1-14	新水道ビジョン実現に向けて、関係者の役割や企画立案、マニュアルの作成などイメージを網羅されているが、実現に向けての具体的な実施計画的なものは作るのか？時間軸の工程はないようですが、その場で考えていくのか？	新水道ビジョン公表後に、具体的な実現の取組検討とその工程を示す考えです。
1-15	現行水道ビジョンとの関係を含めて記述するべき。	新水道ビジョン策定検討会の第1回～第3回でレビューを行っています。
1-16	将来人口推計を踏まえ、将来の水需要予測を示した上で、あるべき体制を検討する必要がある。	新水道ビジョン検討会第7回の資料-2で示しています。
1-17	現状評価では、技術開発のみならず、計画、管理もある。	第3章　3.1.1　現状評価　10行目において、「・・・を図りつつ、適切な事業計画、建設、管理を遂行し、」を追記しました。
1-18	課題では料金不足が更新、耐震を遅らせているのみならず、利用者の認識不足と事業者のやる気の無さもある。	新水道ビジョンでは、住民とのコミュニケーションの促進を記載しています。また、水道事業の職員の質的向上に資する実現方策を記載しています。
1-19	将来の事業環境の予測については、ア．自然（災害、温暖化、水源汚染、（水資源賦存量））、イ．社会（人口減少、（広義での）水利用構成、（水資源賦存量））、ウ．経済（業界構造、資金循環、技術革新）、エ．国際（日本の地位、役割）といった視点で、超長期の水道をとりまく環境変化を俯瞰することが必要。	ご指摘のとおり、事業環境予測においては、自然、社会、経済、国際といった外部環境を記載し、俯瞰的な見方も可能ですが、新水道ビジョンでは、それらの外部環境からもたらされる水道事業の環境を記述しております。
1-20	大目標を掲げることはできないか（安全・2㍍生涯のみ続けて１０（-5）のリスクレベル以上の供給水質を確保など）	安全・強靭な水道について、新水道ビジョンに示す当面の目標を達成することを目標とし、その実現方策を推進することで対応してまいりたいと考えます。
1-21	安全、強靭、持続の観点から、水道の理想像を示すことは賛成。但し、現行水道法律の清浄、豊富、低廉の表現を将来とも踏襲するかは、議論の余地あり。	新水道ビジョンを踏まえ、今後積極的に議論されることを期待します。
1-22	カッコ内の内容は、文章を系統建てて整理すべき。	第5章　取り組みの目指すべき方向性　5.1.1　安全な水道　以下において、「より具体的には以下に示す状況が実現していることが理想です。」と追加しました。枠囲いが理想像を示すものとして説明を追加しています。
1-23	安全な水道の理想像として「すべての国民が～水をおいしく飲める環境」とあるが、「安全＝おいしい」ではないように感じる。	理想像の一つがおいしく飲めることとご理解ください。
1-24	「取組みの方向性」で示している内容は、第４章で記述することが妥当。また、段階的目標なり優先順位なりを示すべきであり、当面の間に何をどの程度実現させれば良いのか示すと理解しやすい。	第4章としては、将来の事業環境を記載しており、取り組みの方向性とは区別して考えています。

1-25	今後の展望は「持続」の部分が多いが、「明るい未来」「挑戦」を増やし、次世代の人が希望を持てる部分を増やすべき。	水道の将来を示す「水道の理想像」を第5章で記載しています。
1-26	施設耐震化対策、再エネ省エネ対策等の導入促進、建設発生土の有効利用等は具体的な数値目標が設定可能。	ご意見の目標については、本ビジョンを公表後、速やかにフォローアップの中で対応を図りたいと考えています。
1-27	フォローアップについて、未だ地域水道ビジョンを作成していない事業者も多い中でどのように方策を実現するか。	関係者の役割分担を明示し、都道府県の役割や「連携」「挑戦」の姿勢を示しています。また、中小水道事業の人材育成等を通して、事業基盤の強化を図るなど、これまで以上に具体的な方策を掲げることで、組織のレベルアップに繋げたい考えです。
1-28	労働者の安全確保にも一層配慮が必要。	ご指摘の内容については、継続的に必要な事項と考えられますので、維持管理を行う水道事業者等に対し、周知徹底を図りたいと考えています。
1-29	住民向けの別冊を作った方がよい。また、50年、100年先を見据えるのであれば、子ども向けの別冊を作ったほうがよい。	ご意見を踏まえ、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
1-30	住民や議会の合意形成に努めながら、慎重に進めていく事が必要であり、そういった記述を新水道ビジョンの文中に記載するよう要望。	第7章　7.2.2　発展的広域化　P35　③発展的な広域化による連携推進　6行目に「住民や議会等との合意形成に配慮しながら」を追記しました。
1-31	「水」を商品にすることに反対。なかなか自国で対策の取れない国々に手を差し伸べることこそ、真の国際貢献ではないか。国際貢献と水ビジネスを同列に置くのは違和感がある。また、公営企業職員が退職派遣という手法を用いて利益目的の企業に従事することが、公務労働の範疇から外れていると考える。	水道を取り巻く環境が厳しい状況であっても、水道関係者による挑戦の姿勢で、日本の水道のレベルアップが必要であると考えています。
1-32	飲用井戸など水道法対象外施設の水を利用している人がどんな水質の水を飲んでいるのか、国勢調査時などに市町村長が把握するべき。	当面の目標達成の過程において、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
1-33	人口減少社会においては、市町村合併など、水道だけでなくまちづくりの観点から都市計画と連動した調整も必要。	第7章　7.1.1　水道施設のレベルアップ　①施設更新時の再構築　P25　4行目に「市町村のまちづくりの方向性との連動、」を追記しました。
1-34	厳しい管理運営状況の水道事業者が救済的に事業統合を求めてくるため、独立採算制となっている地方公営企業の水道事業者が、経営が悪化する水道事業を受け入れることは難しく、都道府県の調整機能を果たすことは困難。その改善に向けた方策及び都道府県の係わり等の実効性の高い実現方策を示すべき。	ご指摘のとおり、簡易水道事業と地方公営企業法の課題、都道府県の関わり方等については、地域の実情に応じ、具体的な解決策を関係者の深い議論により求めていく必要があると考えます。今後、地域毎に関係者による積極的な取り組みが行われるよう施策の推進を図ってまいりたいと考えています。
1-35	50～100年後は見据えるとしましても、ビジョンの期間はいつまでか。実現に向け、国としてのアクションプラン（3～5年程度）が必要ではないか。また、フォローアップは毎年度行うべきではないか。	具体的なフォローアップについては、内容及び期間も含め、新ビジョンの公表後にお示ししてまいりたいと考えています。

上記以外の類似意見等　54件（上表の35件と合わせて計89件）

■ 2　「連携・広域化」に関する意見　49件

No.	意見趣旨	考え方
2-1	耐震化にあたり下水道管の耐震化との連携が必要。	第7章7.2.2「発展的広域化」において、他の行政部門との連携の必要性を記載し、重要性を示しています。
2-2	発展的広域化と官民連携は、新たな発想で取り組むべき方策にすべき。広域化対策は、行政境界を乗り越えるため、地方自治体による「地方共同法人」の創設も考慮すべき。	水道事業の持続的な経営体制を確保するためには様々な方策が考えられますので、新水道ビジョンにおいても広域化や官民連携をはじめとする実現方策を例示しており、引き続き検討を進めてまいります。
2-3	ビジョン案を周知するとともに、策定後は、全国各ブロックで説明会・シンポジウム等を開催するなど、住民をはじめ水道事業のステークホルダーの理解を深めることが必要。	新水道ビジョン案に対するパブリックコメントの実施については、報道発表を行うとともに、ソーシャルメディア（厚生労働省のツイッター）の活用などにより、情報提供行っています。新水道ビジョン策定後の周知につきましては、ご意見のとおり、理解を深める様々な取り組みを推進していく考えです。
2-4	災害に強く水道利用者の「おいしくて安全」というニーズに答えていくためには、人口の減少、料金収入の減少を考えれば基幹施設の広域化は避けて通れないので地域連携、補助金の創設、協議会の設置などの指針を示すべき。	取り組みの方向性において、ご指摘の内容を示しています。ご指摘の内容は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
2-5	「水道ビジョン」と「水道整備基本構想」や「地域水道ビジョン」等について、相互の関連性や位置付けが不明確となっている。各地域の実状に応じた具体的なロードマップを描くこと、というように関連性や位置付けを明確にすることで、「新水道ビジョン」の浸透がより図られるのではないか。	ご指摘の内容は、第9章フォローアップで記載していますが、具体的には今後の取り組みの参考とさせていただきます。
2-6	官民連携のより一層の進展には、具体的な記述が必要。例えば、「民で出来ることは民で、全体の最終責任は官で」。	第7章　重点的な実現方策で説明していますが、連携形態により、責任区分も様々になると考えられます。
2-7	統合・広域化を一つの手段として、規模拡大を図ることができるように、政策誘導していくべき。	まずは、水道事業者が自ら現状を認識し、その後どの様な対応を図るのかについては、新水道ビジョンで示す方向性や実現方策をもとに、広域化や官民連携など、施策の誘導を図ってまいりたいと考えております。
2-8	浄水発生土の有効利用は、高額な処理費を払って有効利用を行っているのがほとんど。安い費用での売却が行えないことから、中小の事業体では農業資材としての利用は行えないことから、経費の削減がはかれるような方策も必要。	ご指摘のような中小規模水道事業による課題解決として、発展的広域化や官民連携などの方策を第7章「重点的な実現方策」で記載しています。
2-9	東日本大震災の現場では、自衛隊との連携が重要であったため、連携体制の構築についても記載する必要がある。	大規模な広域災害の場合には、自衛隊への災害派遣要請に繋がると考えますが、新水道ビジョンでは、水道として連携する事項を検討したいと考えます。
2-10	住民との連携で、住民からの水道施設についての情報提供を例示するべき。	こうした住民との連携は、地域の実情において個別具体的に取り組まれるものと考えます。
2-11	広域化については、法令の検証と課題を記述すべき。	新水道ビジョンの推進にあたっての今後の実現方策の具体的な推進にあっては、法令等の検証も含め検討してまいります。
2-12	ソフトな連携として、水道情報をブロック単位で共同で整備運営することを例示するべき。	発展的広域化の取り組み内容の一つであると考えます。ご意見を踏まえ、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
2-13	県は代表して将来をシュミレートし、強制的に広域化の検討をさせるべき。	強制することは難しい面がありますが、地域の実情を踏まえた広域化の検討には、都道府県の役割が不可欠であると考え、新水道ビジョンにおいて提示しています。
2-14	水道の広域化は、事業体の意思のみでは進展が難しく、国の推進、法律等による必要がある。各県1水道に統合すべき。	新水道ビジョンでは、発展的広域化の考え方を示し、水道の広域化を推進したいと考えます。また、水道には、それぞれの歴史的経緯や地域性があることから、実情に見合う統合の形態が示されるべきと考えます。
2-15	水道の広域化では、水道用水供給事業について、その役割、利点、欠点等について記述するべき。	第8章関係者の役割分担において、記載しています。
2-16	新ビジョンの[発展的広域化」という用語が、運営基盤を強化するための広域化の進め方を見えづらくしてしまった印象。発展的広域化の定義を受ける、明確な目標・方針を示して欲しい。	新水道ビジョンに示す「発展的広域化」は、連携形態にとらわれない多様な形態の広域連携を意味します。なお、水道の広域化は、課題解決の手段としての位置付けになりますので、目標や方針の提示には慎重に検討を重ねたうえで、提示したいと考えます。
2-17	PFI導入について、積極的なスタンスが見える表現にすべき。また、具体的手法として、PFIの導入の動機付けを高めるための期間を限定した国庫補助事業などによる財政支援の強化を実施すべき。	PFIについては、「7.2.3官民連携の推進」において、実現方策の推進を明記しており、水道事業の特色に見合った積極的な推進を図ってまいります。また、中小規模水道事業者によるPFIの導入についても、技術的、財政的両面から積極的に支援してまいります。

2-18	中小規模水道事業者の官民連携はミスマッチにより活用できないと課題が示されるだけとなっているので、中小規模水道事業者向けの実現方策を示すべき。	発展的広域化において、中小規模水道事業者を中心とした実現方策を示しています。
2-19	⑥ P．31の11行目7．2．3官民連携の推進においては、民間企業を水道事業の「パートナー」として記述すべき。	第7章 7.2.3官民連携の推進 2行目において、「ほとんどが地方公共団体で占められる水道事業者と、主に業務の受注又は資材の生産に資する民間事業者のそれぞれが相互のパートナーシップのもと」と追記しました。
2-20	官民連携をドラスチックに行い得ることが重要。そのためには、単に官民連携の推奨に止まるのではなく、実現し得る新たな制度とその根拠となる法的な整備等が必要。	ご指摘の内容は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
2-21	7．2．2 発展的広域化（P．30、26－27行目）において、広域化な事務を行う部門との連携について、「水道以外の行政部門、例えば、廃棄物処理や消防など」と提示されていますが、下水道との連携は非常に重要と考えられるため、追加標記してよい。	下水道との連携は既に共同で事務を行っているケースも多いので、あえて方策としては記載していません。
2-22	国の役割について、水道事業は厚生労働省をはじめ、国土交通省、環境省、経産省など幅広い省庁にまたがっているため、関連省庁の役割を明確にし、関係省庁間の連携の必要性についても言及する必要がある。	第8章 役割分担の 8.1.1 国 5行目において「関係する省庁等との連携を図りつつ」を追記しました。
2-23	水道ビジョンによる取組事例について、国等が一括して情報提供する仕組みがあると、中小水道事業体等の取組の参考になる。	地域水道ビジョンの推進にあたっても取り組んでおりますが、新水道ビジョンにおいても都道府県ビジョン、水道事業ビジョンの推進に向けて今後の取り組みの参考とさせていただきます。
2-24	飲用井戸対策として「保健衛生」との連携が明記されているように、水質監視についても「環境行政」との連携について言及したほうがよい。	第8章 役割分担 8.1.2都道府県 ②流域単位の連携推進機能 2行目において、「他の行政機関との連携も図りながら、」を追記しました。
2-25	都道府県の役割の中に「広域的な事業間調整機能」があり、本役割に大きく期待する。 これまで、広域的水道整備計画を主体とした都道府県の役割は、見直し時期に来ているということなのか、広域化の圏域の設定を見直すという意味なのか明確にされてはどうか。	ご指摘のとおり、広域的水道整備計画の策定主体である都道府県の役割については、時代を追って変化している状況といえます。今後、制度的対応も含めて検討してまいります。
2-26	東京や大阪のような、水道用水供給事業と水道事業の統合（いわゆる垂直統合）や事業同士の統合（水平統合）について記述するべき。	新水道ビジョン策定検討会において、個別事項を議論していますが、新水道ビジョンにおいては個別の地域、事例の記述はせず、一般的な表現としています。
2-27	大都市圏の広域事業体にも言及すべき。夢があっても良い。	新水道ビジョン策定検討会において、個別事項を議論していますが、新水道ビジョンにおいては個別の地域、事例の記述はせず、一般的な表現としています。
2-28	官の人員削減が進む中で、広域化を推進するためには、民間事業者の協力なくしては成り立たない、是非、民間事業者にも、広域化を牽引してもらえるように役割を担ってほしい。	第8章 役割分担 8.6民間事業者 において、水道事業の運営基盤強化など、水道の牽引役となる役割が求められる旨、記載しています。

上記以外の類似意見等 22件（上表の27件と合わせて計49件）

■ 3 「水資源対策・保全」に関する意見 34件

No.	意見趣旨	考え方
3-1	今後の水資源開発はダム等にたよらない森林保全政策へ大きく変更するとともに、貴重な自己水源を放棄せず、災害時にも危険分散が図れるよう小規模分散型の浄水システムを維持・発展させることが必要。	水需要の減少傾向により、需要に対応した水資源開発は進まない方向であると認識していますが、利水の安定性や既存地下水源の悪化等に起因するダム等の開発については、必要となるものと考えられます。 森林保全政策については、流域での関係者の連携等により取り組みを推進する必要性を記載しています。 小規模分散型の浄水システムについては、多様な手法による水供給の有効な手段と考えます。
3-2	水道水のライバルである「ペットボトル」「宅配水」などへの見解、位置づけ等があっても良い。また、他国の企業等が日本国内の土地（水源林）を購入し、その地下水等の水利権を主張しているなどの問題に対しての見解等があっても良い。	P28「飲料水のニーズの多様化に対する活動」にて、ボトル水の活用について記載しています。ライバルとしてでなく、水道の広報手段として活用していく方策としています。 水源林の土地購入に関しては、水源地の保全のための施策の中で検討されるものと考えます。
3-3	水源汚染に対する多角的な対応という表現は、抽象的すぎる。	第4章 4.1.3水源の汚染 3行目に「様々なリスクを想定した対策が必要」と修正しました。
3-4	4.1.1人口減少 の説明において、給水量減少の要因の一つとして、地下水利用、中水、再生水の利用などがあるので、記載すべき。	ご指摘のとおりですが、人口減少の説明文ですので、原案どおりといたします。
3-5	4.1.外部環境の変化として、外国資本による水源林買収について明記すべき。	第4章 4.1.3水源の汚染 3行目に「様々なリスクを想定した対策が必要」と修正しました。
3-6	外国人による水源地、水源林の買占め問題について、各々の自治体、水道事業者では行えない対策部分について国の役割や方向性を明確に記載すべき。	ご指摘のとおり、水源地の環境保全については、様々な関係機関との連携が必要と考えており、7.2.6水源環境の保全 において、主旨を記載しています。
3-7	水源の水質に応じた技術開発も必要だが、基本は清浄な水質の水源を選定することであり、河川での上流取水に言及するべき。上流取水はエネルギー対策のみならず、水質面でも考慮に値する。	第5章 5.1.1安全な水道 枠囲いの理想像の4点目に「取水はできる限り上流から取り入れられ」と表現し、「水道水質の変動の影響を受けにくいシステムの構築」を理想像としました。
3-8	水道水源の汚濁防止について、水道水源特別措置法、水道水源事業保全法の適用徹底など、汚染源対応の重要性を強調すべき。	第5章 5.1.1安全な水道 枠囲いの理想像は、水源の汚染に対処できる理想を全体として示し、7.2.6水源環境の保全 で様々な取り組み推進の必要性を示しました。
3-9	水源の汚染に関して、関係者の連携・ネットワークが重要。	ご意見のとおりであり、新水道ビジョンにおいても、関係者のネットワークと連携の重要性について記載しています。
3-10	水源汚染に対しては、高度浄水施設や、クリプトスポリジウム等対策指針に則った施設等の導入が効果的ではあるが、中小の事業体では資金面からも実現には無理がある。そういった事業体の現状を理解し、水源悪化を防止する方策も必要。	ご指摘の内容は、第7章重点的な実現方策の7.2.6水源環境の保全で記載しています。
3-11	なるべくエネルギーを使わないよう河川の上流取水を強調すべき。省エネ、原水の清浄から水需要の急増期に建設した水道システムの見直しが必要。	7.1.5環境対策 ①再生可能エネルギー・省エネルギー対策等の導入促進 10行目において「施設の再構築にあたり、取水場所を上流に求めて位置エネルギー活用による省エネルギー対策を図る」を追記しました。
3-12	水源の保全の法律について記述するべき。水源林のみならず、土地の保全、利用に仕方についても記述すべき。	第5章 5.1.3水道サービスの持続 の理想像8点目において、「貴重な水道水源を保全する意識が高まり、水源流域内の土地の所有や利用が十分に管理され、水道水源の保全活動等の取組を積極的に行っている。」とし、土地の保全等について追記しました。
3-13	環境対策で、「さらに、河川の流域には～望まれます。」とあるが、環境行政、河川行政、下水道行政、農林水産行政等との連携は必須であることから、必要性をもう少し強調すべき。	ご指摘を踏まえ、「望まれます。」を「必要があります。」等の表現に修正しました。
3-14	8.1.1国 で、「水道の再構築に取り組んだ場合、すでに開発した水資源のあり方については、渇水時の安定向上や広域への促進に利用できることから、安易に削減されることのないよう内部（国交省）との調整を進めます。」とのコメントを入れるべき。	都道府県の役割として、第8章役割分担 8.1.2都道府県において②流域単位の連携推進機能5行目で「水資源の有効活用方策連携推進を支援する体制」を追記しました。

3-15	流域の水循環についても触れるべき。	都道府県の役割として、第8章役割分担　8.1.2都道府県において②流域単位の連携推進機能4行目で「流域単位での水循環」を追記しました。

上記以外の類似意見等　19件（上表の15件と合わせて計34件）

■ 4　「制度・権限」に関する意見　33件

No.	意見趣旨	考え方
4-1	国の役割は、「制度的対応」といった抽象的な表現でなく、「法改正」に踏み込むべき。	新水道ビジョンの重点的な実現方策としては、数多くの項目を掲げましたので、国の役割としても、法改正も含め、より広い概念とし、制度的対応と記しています。
4-2	まず、地域の水道行政を担う都道府県に対して、地域版の作成を強制的に行わせる必要がある。各市町村が都道府県より先行してしまうと、内容にバラツキが生じ、あるべき姿の実現が効率的に行えない。	新水道ビジョンを受けた都道府県ビジョン、水道事業ビジョンの作成は、それぞれの役割として明示していますが、それぞれの作成主体においてビジョン作成の必要性を自己認識したうえで、これにあたることが重要であると考えています。
4-3	水道事業の公営原則を明示すべきである。	水道事業の市町村経営原則は水道法に明示されており、新水道ビジョンでは、国、都道府県、市町村の役割分担を記載しています。
4-4	都道府県が管内の水道事業に対してリーダーシップを発揮するために水道ビジョンを策定することは的を外している。都道府県は国所管の水道事業体の分までの水道に関するビジョンは立てられない。市町村水道事業は、公営企業法に重心を置き自治行政機関という感覚を持っていない。	新水道ビジョンでは、水道にとって来るべき困難な時代に対応するため、これまでの考えを一新し、関係者が一丸となって取り組めるよう関係者の役割分担を明示しています。都道府県民が水道サービスを持続的に享受できるよう、水道行政の役割を担っていただきたいと考えています。
4-5	水資源を持続的に活用できる社会をめざす方向性と、そのための水道事業の役割について記載するべき。事業の適正規模（縮小化を含む）などの検討とあわせて、国の責任で制度設計や補助金などの所管省庁としての役割を発揮していただくとともに、技術的な指導を含めた対策について検討すべき。	水資源の持続的な活用に関しては、7.2.6水源環境の保全　において取り上げています。その他のご指摘は今後の検討に生かしてまいります。
4-6	地域間格差を抜本的に解決するためには、広域的に適正規模の水道に統合再編成し、経営基盤の強化、老朽化した施設の更新・改造・整備、水質管理体制の整備、震災等の災害対策の確立等を図るための法整備が必要。	地域間格差の存在する地域については、その地域の実情に応じた対策が必要です。重点的な実現方策に示した発展的広域化などの方策を通じて地域ごとに最適化策を講じる必要性を新水道ビジョンに示しています。なお、全国には、小規模水道事業であっても、適正な運営ができている事業体もあることを踏まえると、新水道ビジョンで一律に最適規模を設定することは困難と考えます。
4-7	人材育成、組織力強化には全国的な制度が必要	今後の施策の参考とさせていただきます。
4-8	貯水槽水道についての指導・監督、支援の業務を水道事業体の事業の一環と位置づけるべき。	水道法第14条第2項第5号で貯水槽に関する水道事業者の責任を明確にしていますが、さらに、簡易専用水道の権限が全ての市に移譲されたことにより、これまで以上に権限が水道事業者に近くなったと考えられ、水道事業者の責務として衛生対策に努めていただきたいと考えています。
4-9	給水区域住民の同意を前提に水質基準の幅をもたせることも検討し、そのような事業には、ひきつづき国の財政支援を受けることができるよう制度設計して小規模・分散型の水道が維持する努力を行うべき。	新水道ビジョンでは、全ての水道の利用者に安全な水道水が利用できるよう、当面の目標点を設定しています。小規模分散型の水道については、多様な手法による水供給に取り組んでいくことにより、検討を進めたいと考えます。
4-10	厚労省は規制当局として水道事業の認可監督権限と保護育成支援者の相反する二つの権限を持つ。ブレーキとアクセルという矛盾する権限は切り離すべきである。さらに認可・監督権限は強化する必要がある。	水道法改正の議論においては、参考となるものと受け止めさせていただきます。
4-11	給水人口の減少についての認可対応は適切。事務手続で終わる問題か。社会の変革に応じて、水道行政の内容も法改正含め検討、改革すべき。	今後の検討で、参考とさせていただきます。
4-12	都道府県の役割として、都道府県ビジョンの作成を求めているが、インセンティブがあるか疑問。手間と予算をかけて都道府県が水道ビジョンを作成する必然性がない。	新水道ビジョンの方策推進にあたっては、都道府県の役割が不可欠であると考えます。国としても、都道府県ビジョン作成ができるよう、助言等を行ってまいります。
4-13	都道府県の力量差が大きくなった昨今、直接国と事業体でやりとりすればよいのではないか。	新水道ビジョンでは、地域の実情にあったきめ細かい助言ができる水道事業の相談役としての都道府県の役割に多いに期待しています。

上記以外の類似意見等　20件（上表の13件と合わせて計33件）

■ 5　「人材」に関する意見　31件

No.	意見趣旨	考え方
5-1	都道府県水道行政担当者の育成・能力アップについて、幅広い知見の習得のため、水道行政の人材育成強化を図るべき。	第7章　7.2.4技術開発、調査・研究の拡充　①技術力確保、向上において、「さらに、水道行政に関する総合的な能力向上も必要であり、地方公共団体の水道行政職員が幅広い知見を習得できるよう人材育成方策や支援体制が必要です。」と追記しました。
5-2	長期的視点にたった抜本的な人材の確保、育成の具体策は何か。	発展的広域化による連携推進、技術力確保・向上の取り組み、研修による人材育成などの具体策を「第7章重点的な実現方策」で掲げています。
5-3	職員数の減少に係わらず、自己復旧体制の整備、ネットワーク化は必要。	職員数減少の課題を踏まえ、第3章　3.3.2課題の24行目に「水道事業者の職員数減少など、課題も多く」と追記しました。
5-4	水道事業に精通する職員には、民の人も含まれていると解す。技術の継承との関係も論理的に記述するべき。	ご指摘を踏まえ、第5章　5.1.3水道サービスの持続において、理想像の11点目を一部修正しました。
5-5	人員減少に歯止めをかけるため、最低でも災害時に中心的役割を果す事業体への人的・財政的支援を行い、日常業務を直営体制で施工し非常時に備えた人材を育成する施策を行う指針として整備するべき。「通常業務を通じて、非常時有用な技術・技能を有するよう人材確保・育成に努める」といった表現に変更するべき。	第5章　5.2.3持続の確保　①水の供給基盤の確保に関する取り組みの方向性において、「非常時にも有用な人材の育成に努め」を追記しました。
5-6	同じ地域に用水供給と一般給水を行う事業体があるのは経済的ではない。経営基盤を強化するためには、新たな制度の構築も必要。また、人材不足であることが示されているが、どのように人材の確保を行っていくのかは示されていない。高度な技術を維持、継承できる方策が必要。	第7章　7.2.2発展的広域化では、多様な連携を積極推進するため、その連携による人材育成、組織力強化など盛り込んでいます。 また、高度な技術を維持継承する方策として、7.2.4技術開発、調査・研究の拡充では、「地域を挙げての能力開発、人材創出に資する」方策の必要性を記載しています。
5-7	将来の水道事業を担う志の高い職員の確保のために、専門の教育機関を設置する等で、業務の特殊性を鑑みた人材の確保と技術の継承を図るべき。	ご指摘の内容は、第7章　7.1.3人材育成・組織力強化及び7.2.4技術開発、調査・研究の拡充で記載しています。

5-8	水道事業管理者を水道法に責任が位置づけられている旨の記述は適切でしょうか。また、経営者の問題を一般職員と同列に扱うことには違和感を持つ。一方で、水道技術管理者には資格要件がある以上、建前上は相応の経験を有する人材が配置されているはず。このような記述は資格要件に問題があるようにもとれる。	第7章　7.1.3人材育成・組織力強化　②水道事業管理者・水道技術管理者の適切配置　において4行目の「水道事業管理者」は「水道事業者」に修正しました。同じく8行目を「法的責任と組織内の権限の権限バランスを欠かないよう」を追記しました。
5-9	人材育成が多くの水道事業体にとっての課題となっているため、職員教育の充実化に「他の水道事業体等との人事交流」を追加すべき。	ご指摘の内容は、第7章　7.2.2発展的広域化または7.2.3官民連携の推進　で記載しています。
5-10	施設の耐震化に関する人材育成は、施工件数が少ない上に専門性が高いため、事業体レベルで行うことは難しい。（公社）日本水道協会や（財）水道技術研究センターが全国の施設耐震化例をまとめ、公表する必要がある。	ご指摘の内容は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
5-11	研究、技術開発を事業の一環として取り組むべき。	第7章　7.2.4技術開発、調査・研究の拡充　②技術開発の推進　4行目に「その取り組みの一環として」を追記しました。
5-12	大学教育、研究機関を含めて、丁寧に記述すべき。	第8章　役割分担の　8.7大学・研究機関　で説明しています。
5-13	近年、水道法における都道府県知事の権限や役割の減少に伴い、多くの都道府県で担当組織人員が相当縮小されている。都道府県が、「広域的水道整備計画策定に関する知事のより積極的な関与」や「整備計画の実行性担保のため計画圏域における事業認可権限の知事への移譲」を水道法に位置付けてるべき。	事業認可権を知事に移譲することが、都道府県の広域的役割を発揮するための必要条件かどうかを含め、今後の制度的対応の検討の参考とさせていただきます。都道府県にあっては広域的な行政の役割として、新水道ビジョンに掲げる方策を推進していただきたいと考えます。
5-14	研究開発は技術面に留まらず、水道のあり方、水循環の中での役割‥、企画、経営面での研究が求められる。	第8章　役割分担の　8.7大学・研究機関で記載しているとおりで、今後の取り組みの参考とさせていただきます。

上記以外の類似意見等　17件（上表の14件と合わせて計31件）

■ 6　「危機管理」に関する意見　28件

No.	意見趣旨	考え方
6-1	「サイバー・テロへの備え」について言及すべき。	第3章　3.3.2課題39行目で「さらにサイバーテロに対する組織的な情報セキュリティ対策も必要」と追記しました。
6-2	水道配水用ポリエチレン管の耐震性に関して，「大規模な地震を受けた経験が無い」との注意書きコメントを取り除くべき。	ご指摘の件は新水道ビジョンに関するものではありませんが、東日本大震災の被害状況を踏まえた水道施設の耐震性評価については、今後具体的な検討を行う予定です。
6-3	テロ、新型インフルエンザ対策の記述は、課題のほうが適当ではないか。テロについては、オーム事件等からして、徹底した対策を強調する必要がある。日本の水道は、イスラエル等に比し、テロに対する対応がゆるい。	テロ等の課題は、第3章　3.3.2課題で記述しています。また、39行目で「さらにサイバーテロに対する組織的な情報セキュリティ対策も必要」と追記しました。
6-4	中小の水道事業体が財政的に採用し易い硬質ポリ塩化ビニル管（RRロング継手）や水道配水用ポリエチレン管の耐震適合性を明確にすることで、耐震化計画策定が容易になるのではないか。耐震管の定義を見直す機会を設けることが必要。	ご指摘のとおりであり、東日本大震災水道施設被害状況調査の結果をもとに、今後対応してまいりたいと考えています。
6-5	3.3.2「マニュアルのパッケージ化」について、内容が分かるよう、具体的な記述があった方がよい。	マニュアルの集約化、共通化を意図しており、今後の具体的検討において、お示ししていきます。
6-6	施設耐震化対策において「現状、耐震化計画策定が遅れている水道事業体の耐震化計画策定に当たっては、耐震性に関する最新被害調査報告や技術データなどを積極的に取り入れ、耐震化をできるだけ早期達成できる施設や管種を水道事業体毎に選定するなど、柔軟な取り組みが必要である。」との記載をすべき。	第7章　7.1.4危機管理対策　②施設耐震化対策2行目において、「特に耐震化計画策定が遅れている水道事業については、その取り組みを推進する技術的支援として、各水道事業の特性に柔軟な指針を示すなど、耐震化計画策定の促進を図ります。」と追記しました。
6-7	「水道配水用ポリエチレン管」について、ダクタイル管や鋼管の耐震管と同様の扱いで記述してほしい	具体的な管種についての耐震性の有無は、新水道ビジョンでは記述しておりません。
6-8	「容器入り」にこだわって記載する必要はない。また震災時に問題となった燃料の確保などについての言及が欠けている。厚労省としても燃料確保の対応策が必要。	「容器入り」の水を配ることは、水道法に基づく水供給の域を超えており、これを例示することで、災害時にあっても水道事業者が継続して水を供給することの重要性を記載しているものです。燃料確保については、第3章　3.3.2課題、第7章7.1.4危機管理対策などにて記載しています。
6-9	地震対策のみでなく、不測の事故対応、渇水対応、テロ対応の記述も必要。	第5章　5.2.2強靭の確保　②当面の目標点2行目に「地震等自然災害や不測の事故、渇水、テロなどの事象に対し、」を追記しました。
6-10	東日本大震災をはじめ、これまでの大規模震災の教訓を踏まえると、学校などの収容避難所は重要な給水拠点になると考えられる。そのため、優先的に管路を耐震化する災害時に最も重要な給水拠点として、災害拠点病院や広域避難所に加え、収容避難所も追加する必要がある。	重要給水施設を具体的にどのように設定するかについて、新水道ビジョンは例示であり、実際は都道府県や市町村の地域防災計画での位置付けに基づくものと考えます。
6-11	津波による取水の塩水遡上対策や浄・配水施設への浸水対策といった「津波対策」についても、盛り込むべき。また、原水や浄水への放射線物質の混入に対するリスクも挙げられるため、放射線物質の混入に対する広域的な監視体制とその情報を需要者と共有する手法（リスクコミュニケーション）の構築も盛り込むべきではないか。	津波対策については、第7章　7.1.4危機管理対策　①水源事故対策の項目に「・地震による津波を想定した基幹施設の対応策検討を。」を追記しました。 放射性物質については、第7章　7.2.1　住民との連携（コミュニケーション）の促進　①住民への積極的な情報提供の拡大10行目で「住民にとって関心が高い内容（例えば放射性物質についてなど）について、そのリスクをわかりやすく説明できるようにしておく」を追記しました。
6-12	重要拠点を連絡する管路との表現があるが、拠点同士をつないでいるとイメージできるため、重要拠点に供給する管路というような表現になるのではないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、第5章　5.2.2強靭の確保　①取り組みの方向性43行目「連絡する」を「供給するための」に修正しました。
6-13	「失敗の記録の蓄積と共有」についての視点を盛り込むと意義深い。大事故、大事件のときには事故調査委員会を外部組織で作るなど。事故事例を研究しておくべき。	ご意見を踏まえ、第6章6.1挑戦において「これまで経験してきた様々な事件、事故等の事例を教訓に前向きな対応で調査研究を怠らず」と追記しました。
6-14	データの保管・運用について、より利便性が高められるクラウドサービスの利用促進等の記載があっても良い。災害時でもデータ喪失のリスクが少ない点や他自治体との連携の際、データサーバーに保管することでいつでもどこでも見に行くことができる点、コスト削減に貢献する点など、「強靭さ」「持続性」に貢献すると考える。	ご指摘のとおりと考えておりますので、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
6-15	放射性物質への対応について、項目を出して記述を加えても良いのではないか。	放射性物質については、第7章　7.2.1　住民との連携（コミュニケーション）の促進　①住民への積極的な情報提供の拡大10行目で「住民にとって関心が高い内容（例えば放射性物質についてなど）について、そのリスクをわかりやすく説明できるようにしておく」を追記しました。
6-16	水道施設１００％を耐震化する必要はない。地震で壊れても、すぐ復旧できる体制も組み込むべき。	第5章　5.1.2強靭な水道　にて「被災を最小限にとどめる強いしなやかな水道」を表現しています。
6-17	ＢＣＰのもう少し詳しい解説が必要。	第7章　7.1.4危機管理対策　③BCPなどの事前の応急対策3行目で「職員が被災して、水道水の供給が継続できるかどうかの検討など」とし、説明を加えました。

6-18	「50年から100年先には水道施設全体が完全に耐震化できているよう…」とあるが、危機管理上、耐震化の期間として長すぎる。それを短縮するための国としての取組みについて、併せて記載が必要。	完全なる耐震化を将来の目標とし、優先的に行うべき事項として、例えば重要給水施設の管路の耐震化を優先的に行うことを当面の目標としています。
6-19	危機管理対策に、流域事業者への化学物質等の排出や排水の管理徹底を促す内容を盛り込むべき。	管理徹底については、第3章　3.3.2課題での表現、危機管理対策については、第7章7.1.4　①水源事故対策で統合的アプローチを、水源の環境保全対策は、7.2.6水源環境の保全は、それぞれ記載しています。
6-20	７．１．４　危機管理対策において、大規模震災時の広域連携については、項目として追加すべき。	第7章　7.1.4危機管理対策　⑤応急給水の準備対応3行目に「全国的な広域連携の意識」を追記しました。
6-21	一人当たり6リットル以上の水を備蓄するとあり、従来の3リットル以上から表現が変わっているが、その根拠を示すべき。	ご指摘を踏まえ、第8章　8.8住民　最終行において「一人あたり6リットル以上の水」を「最低限の飲用に必要な量（例えば一人あたり3リットルを３日分程度）の水」と修正しました。
6-22	「一人あたり6リットル以上の水を備蓄」とあるが、6リットルの根拠を明示したほうが良い。多くの自治体は「一人1日3リットル×3日分」としており、全国的に統一した呼びかけが必要。	ご指摘を踏まえ、第8章　8.8住民　最終行において「一人あたり6リットル以上の水」を「最低限の飲用に必要な量（例えば一人あたり3リットルを３日分程度）の水」と修正しました。

上記以外の類似意見等　6件（上表の22件と合わせて計28件）

■ 7　「料金」に関する意見　21件

No.	意見趣旨	考え方
7-1	装置産業と給水量の減少が料金収入の減少につながる関係を丁寧に説明してほしい。	第4章　4.1.1人口減少4行目で「給水量にかかわらず事業費用が減少しないという特性を持つ」を追記しました。
7-2	5.2.3で、民間事業者は、規制改革や市場原理の影響を受けやすい存在の記述は不要。料金体系の見直しの項は、論理的記述が必要。更新費用は、料金に上乗せする等具体的に記述すること。	第5章　5.2.3持続の確保　①水の供給基盤の確保に関する取り組みの方向性　において、前半の一部を削除、修正しています。
7-3	国において、水道料金の適正な算定方法を示すべき。料金水準をセットで審査・評価する枠組みが必要。	水道料金は、地方自治体が自ら決めるべきものと考えます。経営とサービス水準、料金水準とのセットで審査・評価することについては、今後の制度的対応にかかる取り組みの参考とさせていただきます。
7-4	料金制度の最適化は、新たな発想か。逓増性の是正は、課題になって久しい。何故、出来ないかの検証も記述すべき。	今後は、これまで慣習的に受け継がれてきた料金体系を転換していく発想と考えています。
7-5	独自に井戸を掘る企業等への対応策を記述すべき。水道事業にとって最近の大きな課題。社会基盤整備の根幹的見直しが必要。	第7章　7.3.1料金制度の最適化　①逓増型料金制度の検証　で料金制度と企業の地下水源への切り替えについて記載しています。
7-6	料金設定については，中長期的な施設・管路等更新計画を踏まえてどのようにアセットマネジメントしていくかの具体例も提示してほしい。これにより「もの」「かね」面での地域水道ビジョンの策定につながってくる。	第7章　7.1.2資産管理の活用での記載とともに、7.3.1料金制度の最適化　①逓増型料金制度の検証、最終行に「アセットマネジメントを活用しつつ」と説明を追記しました。
7-7	料金体系の見直しは、水道事業体の経営努力に加えて、住民への影響を小さくしていく手法について、水道事業体が具体的な手立てを検討する場の必要性について記載することを要望する。	ご意見の内容は、広域化での検討事項と考えます。
7-8	料金格差の是正は、料金の低い地域に料金の高い地域の負担を押しつけることになるため、段階的な料金の均衡化といった表現にするべき。	段階的な料金の均衡化が必要かどうかの選択は、地域の実情に応じて選択されるべきと考えます。

上記以外の類似意見等　13件（上表の8件と合わせて計21件）

■ 8　「国際」に関する意見　14件

No.	意見趣旨	考え方
8-1	国際化の推進について、もう少し踏み込んだ表現に期待	国際展開は、重点的な実現方策の一つに位置づけています。また、国際貢献アクションプランの作成については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
8-2	国際関係は、先進国との共同作業も必要。	先進国との共同作業の重要性は、第5章　5.2.3持続の確保　③国際展開に関する取り組みの方向性において、WHOとの関わりを例示しています。その他について、今後の取り組みの中でも検討してまいります。
8-3	国際展開では、先進国との共同作業を織り込めないか。	P34では、「相手国政府や地元水道事業者とのパートナーシップ」について意識した方策を掲げています。
8-4	国際化は、水の安全保障の観点から、水ビジネス、国際貢献を進め、進出する地方公共団体、企業を国がバックアップする必要性を明記するべき。	第8章　役割分担　8.1.1国　③技術支援4行目に「水に関する国際展開」と追記しました。
8-5	日本の安全保障と世界の水問題について、もっと丁寧に記述すべき。	日本の水道に関するビジョンと考えていますので、そのような記述としています。
8-6	職員の資質向上のためには、多様な広域化や国際展開の促進を図ることが重要。例えば、国際展開では相手国政府と協力した案件発掘が必要となるなど、国も含めた水道関係者全体での取り組みが必要。このため、「第8章 関係者の役割分担」において、国としても、国際展開の促進に係る役割を果たすべき。	第8章　役割分担　8.1.1国　③技術支援4行目に「水に関する国際展開」と追記しました。

上記以外の類似意見等　8件（上表の6件と合わせて計14件）

■ 9　その他　38件

No.	意見趣旨	考え方
9-1	施設・機能について定期的な診断、評価が重要。	第5章　5.1.2強靭な水道の理想像に「定期的な診断・評価が行われ、」を追記しました。
9-2	給水装置の管理に対し、利用者と指定工事店の間で、当該水道事業体が公平な視点で、助言や指導が積極的に出来るよう法整備などを行うことを前提に水道ビジョンに記載してほしい。	第7章　7.2.1住民との連携（コミュニケーション）の促進　②水道水に対する信頼性向上の取り組み　の項目に「・給水装置工事の不適切施工や工事業者とのトラブルを無くし、住民の信頼性確保を。」と追記しました。
9-3	中小の水道事業体では、平成28年度に予定する簡易水道統合が、事業経営の大きな転換期であると考える。多くの簡易水道を抱える自治体としては、「水道使用者の皆さまに直ちに料金値上げせざるを得ない。」と理解いただくことは困難であると考えている。ついては、財政支援の激変緩和措置について、一文を加えてほしい。	制度的、財政的、技術的な側面からの支援を行う段階で検討してまいりたいと考えています。
9-4	水道事業の経営主体について、今後、道州制の導入など地方自治体のあり方の見直しも想定されるが、引き続き公営で行う必要性について強調してはどうか。	水道事業の市町村経営原則が水道法に明示されておりますので、新水道ビジョンでは役割分担を明記しているほか、特段の記載はしておりません。
9-5	整備効率の悪化の説明を丁寧にしてほしい。	第4章　4.1.2施設の効率性低下　2行目に「施設利用率も低下するなど」を追記しました。
9-6	多様な給水方法が具体的には何か不明。宅配であれば、給水区域内におけるミネラル水との整理が必要。	第7章　7.3.4　多様な手法による水供給　において説明しています。
9-7	カッコ内の運搬給水に代表される多様な給水形態について、もう少し説明が必要。車両運搬による給水は、現行水道法には含まれていないので、その点を説明すべき。	第7章　7.3.4　多様な手法による水供給　において説明しています。具体的には今後の検討において必要な説明を行っていく考えです。

9-8	5.1.3水道サービスの持続の破線内に「給水人口減に対応する施設のダウンサイジング」に関する記述が必要。	第5章　5.1.3水道サービスの持続　の囲みに「施設規模と」を追記しました。
9-9	施設、機能の定期的診断、評価により将来の状況を予測し事前対応が必要。	理想像のP12に「定期的な診断・評価が行われ、」を追加しました。
9-10	水道施設のレベルアップの施設更新時の再構築について、この中で「あらかじめリスク把握した結果に基づいて」と記載されているが、わかりやすく、課題(リスク)を整理し、リスクの種類とその把握方法を具体的に記載することが望ましい。例）水質に係るリスクの把握方法の一つとして水安全計画があげられる。	第7章　7.1.1水道施設のレベルアップ　①施設更新時の再構築　16行目に「送水施設のバックアップを有するなど」を追記しました。
9-11	アセットマネージメントの必要性を強調するべき。	文章中にて強調しており、重点的実現方策の中心的事項と考えております。
9-12	アセットマネジメントの概略や効果について、記載したほうが丁寧ではないか。	第7章　7.1.2資産管理の活用の最下段に「詳しくは、水道におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成21年7月）を参照」と追記しました。
9-13	人事における「評価制度」「報酬」についても地方公営企業としての独立性を活かして取り組んでいただければと思う。	人材育成の観点から、水道事業者の取り組みを支援したいと考えています。
9-14	今後、増大する老朽化施設の更新を耐震化の好機ととらえる等の表現を追加し、老朽化施設の更新を前向きに捉えていったほうがいいのではないか。	第7章　7.1.1水道施設のレベルアップ　①施設更新時の再構築　15行目に「耐震化」の記載を追加しました。
9-15	漏水防止が省エネに繋がることを記載すべき。	漏水の防止は、老朽化施設の計画的な更新や配水管の損傷を軽減することと関係すると考えられます。そうした理想像を5.1.2強靭な水道で示しています。
9-16	環境は、東日本大震災以来の省エネ等の観点から、大きな課題。水循環基本法案では国際的な連携の確保、国際協力の推進を掲げている。	第5章　5.2.3持続の確保　②国際展開に関する取り組みの方向性9行目において、「災害時の危機管理の観点では、資機材やエネルギー確保において、国際的な連携の確保、国際協力の推進が有効です。」と追記しました。
9-17	設備投資の資金確保の考え方を明確にすべきで、世代間の公平性や租税負担の妥当性も含めた検討が必要。	資金管理については、アセットマネジメントを通じて、経営マネジメントの推進を掲げております。ご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
9-18	小規模水道の管理レベル向上には管理一体化の骨格つくりが必要。	小規模水道事業の運営基盤強化に関わる施策の参考とさせていただきます。
9-19	貯水槽水槽の管理体制を改善する施策が優先。直結給水は配水圧力を高く保つことになり省エネルギーに反している。長期的ビジョンとして、省エネと災害時の貯水機能を持たせるようなシステムも考案し、モデルケースとして推進してはどうか。地域住民がこの方式に関心をもち設備を健全に保つことは水道法第2条の精神そのもの。	貯水槽水道の管理体制の強化と直結給水化の双方を推進することで、水道水の安全性向上を図ってまいります。
9-20	直結給水と受水槽のメリットに触れるべき。	第7章　7.3.3小規模自家用水道等対策　③給水形態の見直し　4行目に「外部からの汚染の恐れの少ない」を追記しました。
9-21	宅配給水は、現状のミネラルウォーターの宅配との整理が必要。	今後の検討で、具体的な手法を検討していきます。
9-22	国の役割として、技術面のみでなく、企画、経営、管理にも支援を行うこと。	第8章　役割分担　8.1.1国　③技術支援　3行目「水道事業の企画、経営、管理に関する総合的な助言」を追記しました。

上記以外の類似意見等　17件（上表の21件と合わせて計38件）
※字句修正意見、要旨不明　28件